

事務所通信

Progress

～進歩～ 一期一会

令和5年10月号(広告)
2023年10月1日発行

三宅税理士法人
代表社員 三宅孝治
(中国税理士会 倉敷支部会員)
倉敷市中島 2370 番地 14
TEL 086-466-1255
FAX 086-466-1288
第197号
発行担当者 山本武史

いよいよ今年も残すところ後、4分の1となりました。今月からインボイス制度がスタートして、消費税の課税事業者の内、多くの方がこのインボイス制度により事務処理が増えている事と思います。そんな中、令和4年1月に導入された電子帳簿保存法について、2年間の宥恕措置により実質令和3年以前と同じ処理方法で問題無かったものが、令和5年12月31日をもって宥恕措置が廃止される為、令和6年1月1日より本来の処理が求められます。

電子帳簿保存法の内容は、2021年11月発行の弊法人 Progress をご覧頂きたいと思いますが、その後一部改正が行われ、新たに「猶予措置」が設けられました。

今月号では、主な改正事項を国税庁より公表されているパンフレット等から一部抜粋してお伝え致します。

主な改正事項

1. 電子帳簿保存に関するもの

「優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置」の対象となる帳簿の範囲が見直されました。

以前は、適用を受ける場合の優良な電子帳簿の範囲は、

【見直し前】 仕入帳 総勘定元帳 その他必要な帳簿(すべての青色関係帳簿)でしたが

【見直し後】 仕入帳 総勘定元帳 その他必要な帳簿(以下の記載事項に係るものに限定)になります

以下のものとして具体的な帳簿例は、「売上帳」「仕入帳、経費帳、賃金台帳(所得税のみ)」「売掛帳」「買掛帳」「受取手形記入帳、支払手形記入帳」「貸付帳、借入帳、未決済項目に係る帳簿」「有価証券受払い簿(法人税のみ)」「固定資産台帳」「繰延資産台帳」となります。

なお、この範囲の見直しは、申告所得税及び法人税についてのみで、消費税については範囲に変更はありません。

2. スキャナ保存に関するもの

(1)解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要とされました。

読み取るスキャナの要件、解像度(200dpi以上)や階調(原則としてカラー画像)の要件に変更はありませんが、読み取った際の、解像度・階調・大きさに関する情報の保存が不要となります。

(2)入力者等情報の確認要件が不要とされました。

スキャナ保存時に記録事項の入力を行うもの又はその者を直接監督する者に関する情報を確認できるようにしておくことを求める要件が廃止されました(電子取引データ保存についても同様です。)

(3)帳簿との相互関連性の確保が必要な書類が重要書類に限定されました。

スキャナで読み取った際に、帳簿と相互にその関連性を確認出来るようにしておく必要がある国税関係書類が、「一般書類」には不要となり「重要書類(契約書・領収書・送り状・納品書等のように、資金や物の流れに直結・連動する書類)」に限定されました。

3. 電子取引データ保存に関するもの

(1)検索機能の全てを不要とする措置の対象者が見直されました。

税務調査等の際に電子取引データの「ダウンロードの求め(調査担当者にデータのコピーを提供すること)」に応じることができるようにしている場合に検索機能の全てを不要とする措置について、以下のとおり対象者が見直されました。

検索機能が不要とされる対象者の範囲が、基準期間(2課税年度前)の売上高が「1,000万円以下」の保存義務者から「5,000万円以下」の保存義務者に拡大されました。

対象者に「電子取引データをプリントアウトした書面を、取引年月日その他の日付及び取引先ごとに整理された状態で提示・提出することができるようにしている保存義務者」が追加されました

(2)令和4年度税制改正で措置された「宥恕措置」は、適用期限(令和5年12月31日)をもって廃止されます。(参考)令和5年12月31日までにやり取りした電子取引データを「宥恕措置」を適用して保存している方は、令和6年1月1日以後も保存期間が満了するまで、そのプリントアウトした書面を保存し続け、税務調査等の際に提示・提出出来るようにしていれば問題ありません。

(3)新たな猶予措置が整備されました。

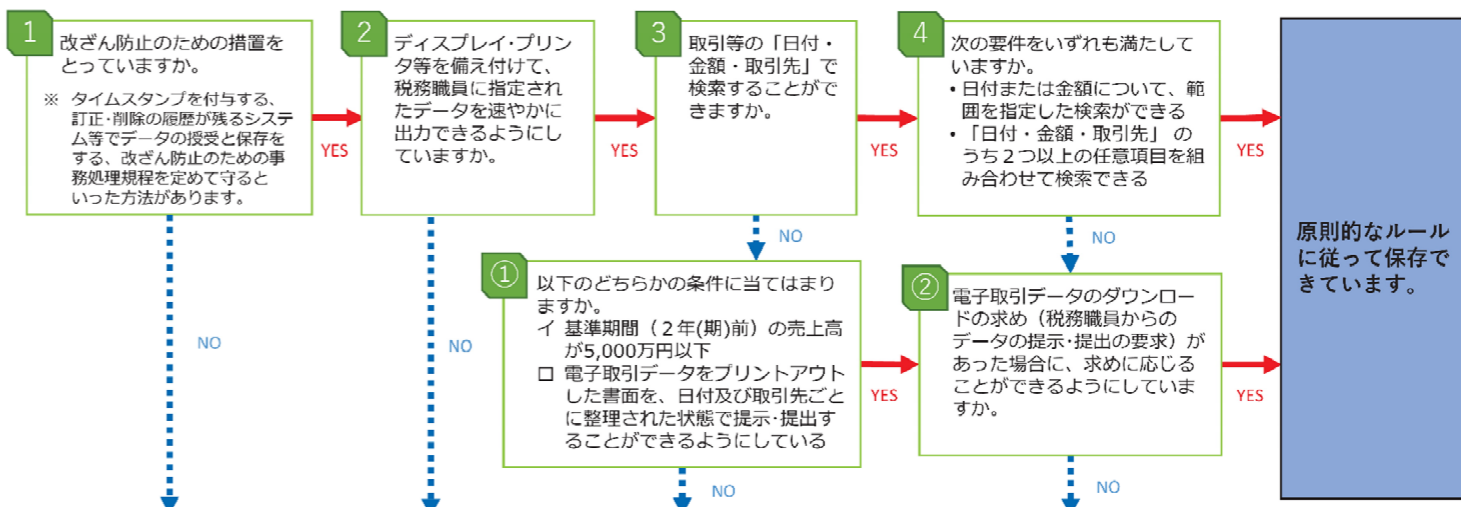
次のイ・ロの要件をいずれも満たしている場合には、改ざん防止や検索機能など保存時に満たすべき要件に沿った対応は不要となり、電子取引データを単に保存しておくことができることとされました。

イ 保存時に満たすべき要件に従って取引データを保存することができなかつたことについて、所轄税務署長が相

当の理由があると認める場合(事前申請等は不要です。)
ロ 税務調査等の際に、電子取引データの「ダウンロードの求め」及びその電子取引データをプリントアウトした書面の提示・提出の求めにそれぞれ応じることができるようにしている場合

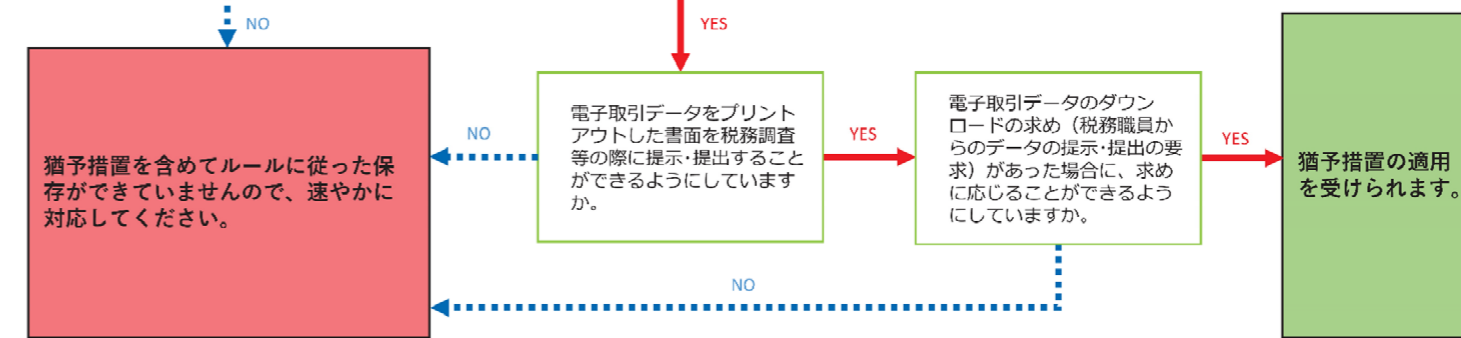
上記(2)の宥恕措置では、電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる必要はありませんでしたが、上記(3)の新たな猶予措置では、プリントアウトした書面の提示・提出の求めに加え、電子取引データについても「ダウンロードの求め」にも応じる必要がありますので、ご注意ください。

以上が主な改正内容となりますが、3つの項目の内多くのお客様に影響する事が3の「電子取引データ保存に関するもの」になると思われます。以前よりは、保存要件が緩和されたものの、文章だけでは内容が分かりづらいと思いますので、国税庁が作成しているフローチャートを掲載します。



猶予措置の対象となるかご確認ください。

上記1～4(①イ・ロを含みます。)の対応ができなかつたことについて、相当の理由がありますか(※)。
※ 例えば、システム等の整備が間に合わない場合など、原則的なルールに従って電子取引データの保存を行うための環境が整っていない事情がある場合が該当します。ただし、システム等の整備が整っていて原則的なルールに従って電子取引データの保存ができるにもかかわらず、資金繰りや人手不足等の特段の事情がなく、電子取引データをルールに従って保存していない場合には、相当の理由があると認められませんので、猶予措置の適用は受けられません。




猶予措置は、相当の理由が無い場合は認められませんが、理由の度合いを問わないようです。猶予措置の内容としては、以前の宥恕措置と大きく変わらないものの、変更のポイントは、**電子取引データを必ず保存しておく必要がある事と、税務調査等の際に、その電子取引データの「ダウンロードの求め」に応じる事**で、以前と同様に印刷し保存しておいたとしても、電子取引データ保存に対応する事が出来ます。

Vision
毎月開催中の経営計画書作成セミナー「Vision」
今月の開催日は10月12日(木)です
経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。
まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者様	申込期限
10月12日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月6日(金)
11月9日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月2日(木)
12月7日(木)	10・11・12・1月決算法人様	12月1日(金)

10月のスケジュール

10	火	*9月分源泉所得税・住民税の納付期限
12	木	*経営計画書作成セミナー：Vision
31	火	*8月決算法人の確定申告期限及び納付期限 *2月決算法人の中間申告期限及び納付期限 *消費税(4期)の納付期限 (消費税の年税額400万円超の5・11月決算法人) *消費税(毎月納付8月分)の納付期限


当社は赤い羽根共同募金寄附付き
地域支援プロジェクトに賛同しています。